

令和6年12月12日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）労働時間の把握状況について

多くの問題が顕在化するなかで、近年は様々な取組がされていますが、現状、実際にどのように労働時間を把握しているか、また、昨年の月平均時間外在校等時間、過労死ラインといわれる時間外在校等時間が月80時間を超える教員の人数、またそれらの最近の傾向について、教育長に伺う。

（答）

勤務時間の管理につきましては、県立学校に勤務する教育職員につきましては、各職員の校務用パソコンのログオン及びログオフを行った時刻を記録する「県立学校教職員勤務時間管理システム」で在校等時間を把握することにより行っているところでございます。

令和5年度の県立学校の教育職員の時間外在校等時間の状況につきましては、

- ・ 1か月当たりの平均は29時間19分、
- ・ 月80時間を超えた者は年間延べ数で727人、全体の1.3パーセント、

となっております。

市町立学校の教育職員につきましては、服務監督権者である市町教育委員会が客観的な勤務時間の把握システムを導入し、県立学校と同様に在校等時間の把握に努めているところでございます。

最近の傾向といたしましては、月平均の時間外在校等時間が令和3年度の29時間37分と比べまして年々減少している一方で、1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の年間を通した延べ人数が増加しております。早急に改善すべき重要な課題であると認識しております。